

# 学校教育全体を通じた食育推進のための指導法に関する考察

ーケースメソッド教授法を通じてー

張 磊（広島大学大学院 院生）

## 1. 研究の目的

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向や朝食欠食などが見られる。子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において食育を推進することが緊急の課題となっている。

食育に関する指導については、2006年3月に策定された「食育推進基本計画」において、栄養教諭を中心とした「食に関する指導」の充実が掲げられている。そこでは、「食に関する指導」を効果的に進めるために、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等において、学校給食を「生きた教材」として活用することが期待されている。このように、食育を教科等を横断した教育内容として位置づける考え方は、新学習指導要領にも明示されている。

さらに、2008年6月に学校給食法が大幅に改正された。第2条では、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になった。また、第10条では、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とし、その果たすべき役割を明確にした。さらに、栄養教諭が食に関する実践的な指導を行う場合は、校長が「食に関する指導の全体的な計画」を作成することを規定している。

一方、学校教育における様々な課題に対応できる教員の実践力を養うために、学校ケースメソッド教育の授業方法を導入する学校が増えてきた。ケースメソッド教育とは、参加者が判断や対処を求められる模擬ケースを教材に、討論しながら意思決定や問題解決の実践力を磨くことを目的とする参加型、問題発見・解決型の学習方法である。このようなケースメソッド教育は、近年の学校における食に関する指導で大いに効果を発揮できるのではないかと考えられる。

このことを踏まえ、本論は、学校教育における「食に関する指導」を、ケースメソッド教授法という観点から考察し、これからの学校における食育を推進するための指導法について考察する。

## 2. 学校における食育の推進と栄養教諭の役割

従来、基本的な考え方として、食に関する指導は、「給食の時間、特別活動、関連する各教科等」の様々な教育内容と密接に関わっていた。そのため、「校長のリーダーシップの下に、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員など全教職員が取り組むことが必要」とされてきた。

特に、栄養教諭・学校栄養職員は、食に関する指導の内容についての専門性を

有する。そのため、学校における食に関する指導の推進にあたって中核的な役割を果たす教職員と考えられている。ただし、栄養教諭・学校栄養職員の配置状況は、栄養教諭が確実に増加している一方で、学校栄養職員の総数は大きな変化がみられないことに注意しなければならない。平成22年度における全国の小・中学校の総数が32,377校であり、栄養教諭・学校栄養職員の総数12,199名に対して、平均2.65校に1名の割合で配置されているに留まる。しかも、共同調理場や教育委員会など、学校以外に配置されている栄養教諭・学校栄養職員の比率が全体の36.3%を占めており、すべての学校において、適切な指導計画が作成されることは容易ではないと考えられる。

また、栄養教諭・学校栄養職員以外の学校教職員である学級担任、教科担任、調理員など全教職員が、栄養に関する知識を持っていない。食に関する指導のための教科書や事例もない中、各教科の教員らは本来の仕事で忙しく、教職員全体が食育の推進に関する重要性を認識していないなどの理由で、食育を推進するための教科等を横断した食育の推進に向けて、教育方法を改善するのが困難な状況である。

### 3. ケースメソッド教授法を通じた食育の指導

ケースメソッド教授法の一つである「共同的な学び」教育は、単なる個人からの集まりから、価値と目的を共有・連携していこうとする。これは、現在の学校において、食育を推進するため、学級、各教科の枠を超えて連携する方法にふさわしいと考えられる。

上述の食育に関する専門性を持った教職員の不足に起因する様々な問題を解決するには、政府や都道府県が、栄養教諭・学校栄養職員の配置を進めていくことが必要である。しかし、厳しい財政状況にあることから必ずしも現実的ではない。また、栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない学校においても、当然のことながら、食に関する指導が行われなければならない。そのため、どのような環境下（条件）の学校においても、教職員たちがそれぞれに（各自で）教科・学年の教育目標を超えて、共通する一つのより高次の目標に向け、食に関する指導の具体的な教育計画を策定することが求められる。

たとえば、教育基本法第2条にも掲げられた「伝統や文化を尊重する」態度を養うことを高次の目標として設定し、食に関する指導を行っていくことが考えられる。教職員は、それぞれが担当する教科に関する知識や指導の専門性を有するため、各教科の目的・目標や内容を「伝統や文化を尊重する」態度を養う観点から理解し、授業の指導に反映させていくことができる。この場合、栄養教諭や学校栄養職員が在籍しない学校では、高次の目標を理解した教職員が、それにふさわしい食に関する指導を文部科学省から出された「食に関する指導の手引」を参考にしながら計画することになる。その結果、栄養教諭や学校栄養職員の有無にかかわらず、伝統や文化を尊重する態度を養うために、それぞれの教職員が各教科の目標と関連付けながら、給食の時間、特別活動等の時間を活用しながら教育活動を行っていく体制が形づくられることが期待できる。

栄養教諭がいる場合：



栄養教諭・各教科担当教員：それぞれの担当領域（食育・各教科など）の目標を踏まえて共通する高次の目標を設定する。

栄養教諭がない場合：



各教科担当教員：各教科の目標などを踏まえて設定した高次の目標を達成するための食に関する指導の計画を策定・実施する。

また、特に、栄養教諭が在籍している学校については、学校における食育の推進にあたり、栄養教諭の役割が重要となる。しかし、現状ではこうした役割が十分に果たされていない。そこで、栄養教諭の養成課程において、さらなる充実が必要であると考えられる。

現在、栄養教諭の免許状を取得するためには、教諭や養護教諭と同様に大学等で必要な科目・単位を修得することが必要となる。標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、学士の学位及び管理栄養士又は管理栄養士養成課程修了（栄養士免許は必要）が基礎資格となる。その上で、文部科学大臣の認定を受けた大学の課程等において、「栄養に係る教育に関する科目」4単位、「教職に関する科目」（教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目、総合演習、栄養教育実習）18単位の修得が必要である。しかし、これらからわかるように、このカリキュラムには、学校全体の連携によって食育を推進していくという観点が欠けている。

以上のことを踏まえ、近年の学校における食に関する指導をめぐる、食に関する指導の役割を担う専門職員の不足、及び学校の各教科教員、教職員の食に関する指導にかかる専門知識を有していないことなどの状況があり、学校における全体的な食に関する指導を行うための課題に対応できないことも多いと言える。これらの課題を解決するために、栄養教諭や学校全体の教職員の食に関する指導に求められる能力を向上するために、ケースメソッド教授法で実際の課題を学校の

教職員たちがディスカッションしながら、自分がどのように行動すべきかの判断や対処を深く考えることで、食に関する指導を行うための適切な方法などを出すことが必要であると考えます。

## 参考文献

- ・竹内 伸一（著） 高木 晴夫（監修）『ケースメソッド教授法入門—理論・技法・演習・ココロ』、慶應義塾大学出版会株式会社、2014年7月15日。
- ・張 磊 「学校給食の教育的意義と栄養教諭」『家庭科・家政教育研究』第6号、2011年7月、55-65頁。
- ・黒川雅子「栄養教諭制度化に関する一考察」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科・人間生活学研究科』第10号、2004年3月、231-239頁。
- ・岡田 加奈子 竹鼻 ゆかり（編著）竹内 伸一（編集協力）『教師のためのケースメソッド教育』、少年写真新聞社、2011年8月10日。